

第1条 公益社団法人日本矯正歯科学会臨床指導医制度規則（以下「規則」という）の施行にあたって、同規則に定められている事項以外は、次の各条に従うものとする。

第2条 規則第6条（4）の学会の認めた刊行物、あるいは学会の認めた学術集会は別に定めるが、原則として査読・審査制度を有するものとする。

2. 報告とは、過去10年以内に発表した学会の認めた刊行物での著書、原著論文・臨床報告、および学会又は学会の認めた学術集会での発表（特別講演、シンポジウム口演、口演、学術・症例展示、その他）をいう。なお、いずれも臨床に関連したものでなければならない。
3. 学会の認めた刊行物での著書、原著論文および臨床報告については、筆頭者でなければならない。著書が分担執筆の場合は、分担した項目の筆頭者でなければならない。
4. 学会の認めた学術集会での臨床に関する発表については、発表者または筆頭者であって、しかもその要旨が学会の認めた刊行物（学術大会抄録集を含む）に掲載されていなければならない。
5. これらの報告は刊行物によるものならば1編以上、学術集会での発表ならば1回以上とする。また、認定医の申請あるいは更新のために用いたものは使用できない。

第3条 規則第7条の申請をしようとする者は、別に定める申請料を添えて次の書類を委員会に提出しなければならない。

- (1) 臨床指導医申請書（様式1（専））
- (2) 履歴書（様式2（専））
- (3) 歯科医師免許証の写し
- (4) 日本矯正歯科学会認定医証の写し
- (5) 審査に提出する症例の概要（様式3（専））
- (6) 自己治療症例誓約書（様式4（専））
- (7) 患者または保護者の同意書（様式5（専））
- (8) 倫理規定誓約書（様式6（専））
- (9) 報告した刊行物の写しあるいは臨床に関する発表を証明するもの

第4条 規則第7条の審査とは、臨床試験として課題症例10症例の提出と、それについての試問により行う（課題症例の詳細は別に定める）。審査基準については委員会においてこれを定める。審査は、一人の申請者に対して委員あるいは審査委員の複数で行わなければならない。

2. 提出するすべての症例に対し、患者または保護者の同意書を添付する。

第5条 規則第8条の登録をしようとする者は、別に定める登録料を、審査の合格通知が発送された日以降1カ月以内に学会に納入しなければならない。

第6条 規則第9条の臨床指導医資格の更新を受けようとする者は、別に定める更新申請料を添えて次の書類（1）～（8）を、臨床指導医資格有効期限の最終年度に行われる更新審査の申請期限までに、委員会に提出しなければならない。

- (1) 臨床指導医更新申請書
- (2) 更新審査に提出する症例の概要
- (3) 自己治療症例誓約書
- (4) 患者または保護者の同意書
- (5) 倫理規定誓約書
- (6) 日本矯正歯科学会臨床指導医資格証の写し
- (7) 症例審査通知書の写し（3通）
- (8) 研修ポイント達成証明書

第7条 規則第9条に関して、天災、病気、出産、外国出張等止むを得ない事由により所定の更新申請ができなかったと委員会が認めた場合には、その事由が消滅した時点で、さかのぼって申請をすることができる。

第8条 規則第11条における、臨床指導医の資格を喪失した後の再申請に際しては、前回の申請時に用いた症例は使えないものとする。

第9条 規則第20条の審査委員の選任は、委員会が臨床指導医の中から選考して理事長が委嘱する。

附則

1. 本細則は、平成19年9月19日から施行する。
2. 本細則は、平成21年2月15日に改正し、同日施行する。
但し、課題症例オ)とコ)の一部については平成24年4月1日から施行する。
3. 本細則は、平成22年3月2日に改正し、同日施行する。
4. 本規則は、内閣総理大臣による公益認定を受けた日から施行する。
5. 本細則は、平成28年11月8日に改正し、同日施行する。
6. 本細則は、令和元年11月20日に改正し、同日施行する。

課題症例

- ① Class I malocclusion (できれば抜歯症例が望ましい)
- ② Class II, Division 1 malocclusion (high angleのもの; 抜歯・非抜歯症例は問わない。)
- ③ Class II, Division 1 malocclusion (抜歯症例)
- ④ Class III malocclusion (抜歯・非抜歯症例は問わない。)
- ⑤ 過蓋咬合 (Overbiteが5 mm以上のもの; 抜歯・非抜歯症例は問わない。)
- ⑥ 開咬 (Overbiteがマイナスのもの; 抜歯・非抜歯症例は問わない。)
- ⑦ 早期治療症例 (乳歯列期もしくは混合歯列期から開始し、二段階で治療が行われたもので早期治療の意義がある症例である。)
- ⑧ 顎変形症もしくは唇顎口蓋裂など保険適用の認められた先天異常に伴う不正咬合症例
- ⑨ ⑩ カテゴリーは問わないが術者の技能が十分に示される症例
 - ア) 外科的矯正治療症例は⑧に限るものとする。
 - イ) 抜歯症例とは、智歯以外の永久歯 (過剰歯を除く) を抜去して治療した症例とする。
 - ウ) マルチブラケット装置を用いていることを原則とする。
 - エ) 治療終了時点で永久歯咬合が完成していること。
 - オ) 7症例以上は動的治療終了後2年以上経過した資料を添えること。
 - カ) ②の症例は咬合高径や下顎下縁平面角のコントロールに留意した力系を使用していること。
 - キ) ③の症例は抜歯スペース、アンカレッジ (固定) および咬合高径をコントロールする力量を表現していること。
 - ク) 顎変形症の症例は、完全な顎離断を施術しているか、骨延長術を施術していること (segmental osteotomy、genioplasty、corticotomy、single tooth osteotomyなどのみを施術した症例は不可)。
 - ケ) 唇顎口蓋裂は唇裂、軟口蓋裂、粘膜下口蓋裂を単独で有するものを含まない。